

児童生徒の不登校への対応について（平成30年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」より）

1 平成30年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」について

「長期欠席者数」とは、平成31年3月31日現在の在学者のうち、「児童・生徒指導要録」の「欠席の記録」欄の日数が、平成30年度間(平成30年4月1日から平成31年3月31日までの1年間)に連続又は断続して30日以上であった児童・生徒数を集計したものである。

また、「長期欠席理由別」とは、長期欠席者数を理由別に分類した児童生徒数であり、欠席理由は次による。なお、欠席理由が2つ以上あるときは、主な理由を1つ選択している。

「病気」	本人の心身の故障等(けがを含む)による入院、通院、自宅療養等
「経済的理由」	家計が苦しく教育費が出せない、生徒が働いて家計を助けなければならない等
「不登校」	何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童・生徒が登校しないあるいはしたくてもできない状況にある者
「その他」	「病気」、「経済的理由」、「不登校」のいずれにも該当しない

2 平成30年度 府中市における児童生徒の不登校について

区分	分類別児童数	小学校										中学校											
		学校に係る状況										学校に係る状況											
		いじめ	いじめを除く友人関係をめぐる問題	教職員との関係をめぐる問題	学業の不振	進路に係る不安	クラブ活動、部活動等への不応	学校のきまり等をめぐる問題	入学、転編入学、進級時の不適応	家庭に係る状況	左記に該当なし	いじめ	いじめを除く友人関係をめぐる問題	教職員との関係をめぐる問題	学業の不振	進路に係る不安	クラブ活動、部活動等への不応	学校のきまり等をめぐる問題	入学、転編入学、進級時の不適応	家庭に係る状況	左記に該当なし		
「学校における人間関係」に課題を抱えている	8	0	4	1	1	0	0	0	0	0	1	0	10	1	8	0	0	0	0	0	0	0	1
「あそび・非行」の傾向がある。	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0
「無気力」の傾向がある。	22	1	2	0	3	0	0	2	1	15	3	63	0	4	0	27	3	0	0	8	9	14	
「不安」の傾向がある。	52	1	9	1	14	0	0	2	1	23	2	101	0	32	0	30	12	1	0	11	33	15	
「その他」	24	0	2	0	0	0	0	1	0	16	7	44	0	5	2	10	6	0	0	10	7	11	
計	104	2	17	2	18	0	0	5	2	55	12	220	1	49	2	69	26	1	0	29	49	41	

<分類について> 「不登校」と回答した児童生徒全員につき、主たる要因を一つ選択している。

- ・「学校における人間関係」に課題を抱えている・・・友人又は教職員との関係に課題を抱え登校しない(できない)。
- ・「あそび・非行」・・・遊ぶためや、非行グループに入っていることなどのため登校しない。
- ・「無気力」の傾向がある・・・無気力でなんとなく登校しない。迎えに行く、強く催促すると登校するが長続きしない。
- ・「不安」の傾向がある・・・登校の意思はあるが、漠然とした不安を覚え登校しない(できない)。
- ・「その他」・・・本人や保護者と話をしても上記のような傾向が見えず、理由がはっきりしない。

<区分について> 複数回答可、上記分類で回答した要因として考えられるものを「学校に係る状況」「家庭に係る状況」よりすべて選択する。学校及び家庭に係る状況に当てはまるものがない場合は、「左記に該当なし」を選択する。

○学校に係る状況

- ・いじめ・・・調査で定義されているいじめに該当するもの
- ・いじめを除く友人関係をめぐる問題・・・仲たがい等
- ・教職員との関係をめぐる問題・・・教職員の強い叱責、注意等
- ・学業不振・・・成績の不振、授業が分からない、試験が嫌い等
- ・進路にかかる不安・・・将来の進路希望が定まらない等

○家庭に係る状況・・・家庭の生活環境の急激な変化、親子関係をめぐる問題、家庭内の不和等

3 今後の対応（不登校の問題を解消するための二つの施策）

不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方

<支援の視点として>

「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指すこと。

資料) 平成28年9月14日 「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)」

(1) 「不登校になった児童生徒に対する自立」を促すための施策

- 学校と家庭の支援員を活用して家庭との連携を強化したり、副校長等校務改善支援員の活用によって生み出される時間で担任等が不登校児童・生徒の自宅を訪問したりするなど、不登校の児童・生徒の家庭に対する組織的な対応を推進する。
- スクールソーシャルワーカー等を活用した支援チームの設置などの取組を支援する。
- 不登校の児童・生徒が再チャレンジできる教育環境の充実を図るため、適応指導教室における体験活動の充実や、不登校児童・生徒の実態に配慮した教育を実践する。
- フリースクール等民間施設・団体との連携を推進し、多様な支援の充実を図る。

(2) 「不登校が生じない魅力ある学校づくり」を促すための施策

- 不登校数の捉え方  
不登校数を、前年度から継続して不登校である児童・生徒数(継続数)と、その年度で新たに不登校になった児童・生徒数(新規数)とに区別し、新規数の抑制を図る。そのために、全ての児童・生徒が学校(学年・学級)を魅力ある場所と感じられるようにする、「未然防止」の取組を進める。

○ 「未然防止」の取組におけるポイント

**居場所づくり**  
教職員が主導して、学校や学級を全ての児童生徒にとっても落ち着ける場所にする。

**きずなづくり**  
児童・生徒が主体となり、日々の授業や行事などで、全員が活躍し、互いが認められる場や機会があること(教職員の役割は場と機会の設定)。

(「児童・生徒を支援するためのガイドブック～不登校への適切な対応に向けて～」平成30年12月 東京都教育委員会)

○ 学校等の取組みの充実

- 不登校が生じないような学校づくり  
児童生徒が不登校になってからの事後的な取組だけでなく、児童生徒が不登校にならない、魅力ある学校づくりを目指すことが重要となる。
- いじめ、暴力行為等問題行動を許さない学校づくり  
児童生徒の学習状況等に応じた指導・配慮の実施  
学習のつまずきから学校へ通うことが苦痛になる等、学業の不振が不登校のきっかけの一つとなっていることから、児童生徒が学習内容を確実に身に付けることができるよう、指導方法や指導体制を工夫改善し、個に応じた指導の充実を図る。

○ 不登校対策支援チーム(仮称)の設置

指導室に不登校対策支援チーム(仮称)を設置するなどして、不登校の長期化等により解消が困難なケースに対して、情報収集するとともに、支援対応策などを検討し、学校にたいして助言・支援・指導に当たる。

資料) 生徒指導リーフ 不登校の数を「継続数」と「新規数」とで考える 生徒指導・進路指導研究センター(平成30年7月)